

第3 施策の展開方向

個性ある魅力的な農山漁村づくりを進めるため、第2の基本的視点に基づき、農林水産省は、農家など受益者や地域住民、地方公共団体との合意形成を図りつつ、以下のような具体的取組みを進めます。

1 景観配慮の原則化

農林水産省は、これまで、農山漁村において、地域のニーズや目的に応じて様々な事業を展開してきました。

今後、実施する農業農村整備事業等については、受益者や地域住民の意向を踏まえ、原則として景観に配慮した施設等の計画・設計を行います。

このため、各種計画や計画設計基準等に景観配慮事項を明確に位置付けることや、事業担当者が景観配慮技術を習得するための手引き書の作成や研修等を実施します。

また、計画的な森林の整備・保全及び公共土木工事や施設整備等における木材利用の拡大を通じて、美しい農山漁村づくりを推進します。

さらに、専門家の助言や地域住民の意見を聴取できる体制整備などを行うとともに、事業評価制度において、景観への配慮を評価項目として導入することや景観に関する技術の普及等に努め、農山漁村の景観に配慮した事業の展開を図ります。

【具体的施策】

① 農業農村整備事業の事業計画等への景観配慮の反映

- 農業農村整備事業については、原則として景観配慮を事業計画の要素に含める。
- 市町村が農村振興基本計画を作成する場合には、美しい景観の保全等が計画に位置付けられるよう要請する。
- 市町村が田園環境整備マスタープラン（農村地域の環境保全に関する基本計画）を作成する場合には、景観に関する事項を具体的に定める。
- これらの計画が策定済の市町村に対しては、必要に応じて改定を行うよう働きかけるとともに、市町村がこれらの計画を改定する場合には要請に応じて技術的な助言等を行う。

【農村振興基本計画、田園環境整備マスタープランは平成15年度から実施、事業計画は平成16年度から実施】

② 設計基準等の策定、見直し

- ・ 土地改良事業計画設計基準・指針などの事業にかかる基準等については、景観形成の観点も含めた環境との調和に配慮するよう基準等を順次見直し
【平成15年度から実施】
- ・ 農業農村整備事業等の担当職員が利用する景観配慮に関する基本的な事項、計画・設計等に関する参考事項をとりまとめた「景観配慮の手引き」を策定
【平成16年度までに策定】
- ・ 林野公共事業にかかる基準については、景観・環境の保全や環境との調和に配慮するよう見直しを順次進めてきたところであり、さらに同様の観点から技術基準を見直し
【平成15年度中に実施】
- ・ 林野公共事業の木製構造物に係る工種・工法の歩掛を充実するとともに、他事業に普及
【平成15年度：143工種】
- ・ 農林水産補助事業による構築物の整備について、景観への配慮を原則化
【平成16年度から実施】

③ 景観に配慮した森林計画の策定と森林の整備・保全の推進

地域住民等の意見を聴取して策定する市町村森林整備計画等を通じ、広葉樹の導入など景観に配慮した森林の整備・保全を推進

④ 美しい景観づくりに寄与する木材の利用拡大

「農林水産省木材利用拡大行動計画」（平成15年8月）に基づき、「グリーン公共事業の推進」等という取組方針の下に、公共土木工事や施設整備等における木材利用等を推進し、景観形成に寄与

【目標：平成16年度までに以下の項目について実施】

- ・ 農林水産省関係公共事業における安全柵、手すり等の柵工：木製の割合を100%
- ・ 森林整備事業、治山事業：木材使用を現状の2倍程度
- ・ 農林水産省木材利用拡大行動計画に示した補助事業の重点施設（農林漁業体験施設等）：木造率100%

⑤ 景観アセスメント（景観事業評価）の導入

公共事業の計画・設計の各段階において、景観に関する専門家会議による技術的助言や公聴会等による地域住民の意見聴取を推進するとともに、

事業の実施前、事業実施中及び事業完了後の事業評価制度において、景観配慮を評価項目として明記

【平成16年度から実施】

⑥ 景観シミュレーションの導入

景観シミュレーション技法を用いて地域の景観配慮対策の合意形成を図るため、このような技術を持った人材の育成に向けた研修・講習会を実施するとともに、国営土地改良事業においては、原則として、田園環境整備マスタートップランを踏まえ、計画、設計の各段階で景観シミュレーションを実施し、景観との調和に配慮した計画・設計を実施

【平成16年度から実施】



豊かな水資源と木材を利用したかんがい用水堰（千葉県市原市）



緑の美林と磨丸太の天日乾燥（京都府京北町）



杉皮葺き平屋建ての船小屋（島根県都万村）

2 具体的目標を明示した取組みの推進

農林水産省が行い又は補助する事業においては、受益者はもとより、地域住民の意向を踏まえつつ、地域ごとに個性ある魅力的な田園景観、森林・里山景観、水辺・海辺景観を有した農山漁村空間の美しい景観の保全、再生に努めます。この際、可能な限り、具体的な目標を明らかにし、実効ある取組みを進めます。

(1) 水とみどりにあふれる美しい田園景観、農村空間の創造

豊かな水とみどりにあふれ、景観に優れた魅力ある田園景観を保全するためには、地域の個性を活かしながら、農業集落排水等による水質改善や景観との調和に配慮した施設等の整備、耕作放棄の発生を防止するための整備を推進するため、農業農村整備事業においては、受益者、地域住民等の意向を踏まえ、景観に優れ自然と農業が調和した豊かな田園環境の創造に向けた事業を推進します。

【具体的施策】

① 自然と農業生産が調和した豊かな田園自然環境の創造

土地改良事業の環境創造型事業への転換を進めることにより、自然と農業生産が調和した豊かな田園自然環境を創造

【目標：田園自然環境の創造に着手した地域

約500地域(平成14年度)→約1,700地域(平成19年度)】

② 美しい農村づくりを牽引するモデル事業の実施

農村の有する豊かな自然や伝統、文化等の多面的機能を活かした、地域住民、NPO等の参画による農村景観等に配慮した美しいむらづくりをモデル的に実施

【目標：今後5年間で、全国で約50地区を整備】

③ 美しい水環境に囲まれた農村空間の創出を推進

農業水利施設による用水の安定供給と循環利用、集落排水施設等による水質改善や水環境施設による生態系や景観への配慮などを通じて、水とみどりに囲まれた美しい農村空間を創出

【目標：今後5年間で、全国で約50地区を創出】

④ 景観との調和に配慮した整備の推進

畦畔木等の植生に配慮した水田の配置計画の推進、農道について、法面の緑化や防護柵、道路標識柱等についての景観に配慮した色彩の採用

【目標：原則全ての水田及び農道について、景観との調和の配慮を実施】

⑤ 耕作放棄の発生防止

中山間地域における農業生産条件の不利性の改善、農業経営基盤強化促進法の一部改正（平成15年6月）に基づく遊休農地に関する措置等により耕作放棄の発生を防止するとともに、美しい景観や自然を有する棚田等の保全のために地形条件に応じた区画整理（まち直し）等簡易な基盤整備を実施

【目標：平成10年～22年における耕作放棄の発生防止面積 21万ha】

⑥ 家畜排せつ物等の有機性資源の循環利用の推進

生産の基盤を物質循環におく農業の特質を活かし、環境への負荷の少ない循環型社会を構築

【目標：家畜排せつ物のたい肥化等による年間処理量

平成15年度から平成19年度までに約280万トンの増加

農業集落排水汚泥のリサイクル率

45%（平成14年度）→55%（平成19年度）】



きらめく水面が田園風景に映える田植え頃（長野県安曇野地域）

潤いの水をたたえ、田植えを待つ棚田
(大分県別府市)



(2) 美しい森林・里山景観、山村空間の創造

地球温暖化防止をはじめとする森林の多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させていくため、手入れが必要な森林の整備・保全等を推進するとともに、森林の整備・保全を支える山村地域の魅力向上などその活性化を図り、美しい山村づくりを推進します。

【具体的施策】

① 景観づくり活動等の推進

都市住民等との連携による山村の景観づくり活動、普及啓発、人材育成等を推進

【目標：平成20年度までに全国で約50地区実施】

② 景観の再生手法等に関する調査の実施

山村地域の景観資源をネットワーク化する「むかし道」を活用した景観の再生手法等に関する調査を実施

【平成15年度：全国2地区】

③ 松くい虫被害対策の推進

白砂青松といった景観美を構成するとともに、生活環境の保全に重要な役割を果たしている松林の保全のため、松くい虫被害に対して、松林保全対策を重点的に実施

【目標：保安林等公益的機能が高い松林として区域指定された保全松林(全国約24万ha)において、被害木の駆除を、毎年度100%実施】

④ 協定制度及び保安林の施業確保のための措置の導入

NPO等が行う森林の整備・保全に関する活動を促進するための新たな協定制度及び機能が低下した保安林の施業確保のための措置を導入予定

【平成16年の通常国会において森林法の一部を改正する法律案（仮称）を提出予定】

⑤ 里山林等におけるボランティア活動等の促進

美しい景観の形成など森林の多面的機能の発揮を図るため、里山等における健全な森林の整備、国土の保全、森林の利用等を引き続き推進することに加え、森林・山村に対する国民の理解を深めるため、森林づくりボランティア活動のネットワークを強化するとともに、森林環境教育の推進により、森林づくりボランティア活動への参加を促進

【目標：平成17年度までに450団体がネットワークに加入、平成32年までに森林体験活動等の受入数300～400万人日】

⑥ 森林と人との共生の促進

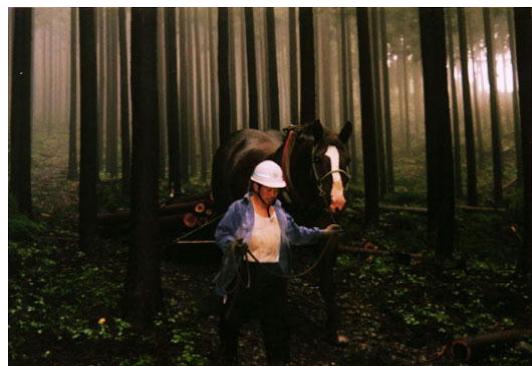
里山林等森林と人との共生林を中心にバリアフリーに配慮した歩道等が整備された森林を確保

【目標：平成32年までに1,000箇所】



豊かな緑の中で森林浴を楽しむ
(秋田県秋田市)

人馬一体となった間伐材の運搬
作業 (宮城県小野田町)



(3) 美しい水辺・海辺景観、漁村空間の創造

景観に配慮した漁村・漁港空間、施設等の整備、豊かな海の森づくり、集落排水施設等による水質改善を通じて、水、潮風、太陽の光に囲まれた漁村集落づくりを進めます。

【具体的な施策】

① 豊かな海洋環境の発現・創造

藻場・干潟の造成を推進

【目標：平成18年度までに概ね5,000haを保全・創造】

② 砂浜の復元・創出

白砂青松や自然公園等の豊かで美しい環境を有している海岸において、人工リーフ等の整備による砂浜の復元・創出を推進

【目標：平成19年度までに約160haを復元・創出】

③ 景観や親水性に配慮した海岸保全施設の整備の推進

人々が海辺に親しむことができ日常生活に潤いが感じられるよう、景観や親水性に配慮した護岸等の海岸保全施設の整備を推進
【目標：平成19年度までに約30kmを整備】

④ 漁村周辺水域の水質の改善

漁業集落排水施設の整備による漁村周辺水域の水質の改善を図り、快適な漁村の整備を推進
【目標：平成23年度までに漁村の集落排水処理人口比率を概ね60%（小都市並）まで向上】

⑤ 美しい漁港景観・親しみのある交流空間の創出

植栽等により美しい漁港景観を形成するとともに海浜、遊歩道等の整備により都市住民等が漁村の豊かな自然等に安全に親しめる交流空間を創出
【目標：平成18年度までに概ね70地区実施】

⑥ 美しい漁村づくりを牽引するモデル事業の実施

魅力ある漁村景観づくりを推進するため、周囲の景観に配慮した公共施設の整備や修景をモデル地区において実施
【目標：平成18年度までに約30地区実施】

⑦ リサイクル施設の整備の促進

環境への負荷を低減させるための水産物流通・加工過程における排水処理の高度化及び水産加工残滓等のリサイクルに必要な施設の整備を促進



曲線美の海岸線と落ちついた佇まいの集落（新潟県畠野町）

純白の花が咲き乱れる美しい漁村風景（長崎県上対馬町）



(4) 農山漁村の魅力を活かした都市との交流の展開

都市との交流を促進するために必要な施設整備や地域の特性に応じた交流活動の支援等の取組を推進し、都市との活発な交流の展開を図ります。

【具体的施策】

① 農村地域の自然を歩くファームトレイル（農を愉しむ小径）の推進

農業の生産の現場や農村の持つ多面的機能を都市住民が体験したり、触れたりすることのできるファームトレイル（農を愉しむ小径）の全国的な展開方法を検討するなど取組を推進

【平成16年度から実施】

② グリーン・ツーリズムの先進的取組みの推進

「1地域1観光」（観光立村）の実現に向けた、外国人旅行者を農山漁村に誘致するための取組みや積極的なグリーン・ツーリズムを展開

【目標：平成15年度から3年間で、グリーン・ツーリズムの先進的取組みを全国150地区で推進】

③ 新たな地場産業の育成

中山間地域等における多様な地域資源を活用した新たな地場産業の育成等を支援

【目標：平成15年度から2年間で全国50地区において取組み】

④ 「森業」の育成による雇用創出等の推進

山村地域の多様な地域資源を活かした「森業」の育成による雇用創出、集落間の連携強化による定住促進等に向けた地域づくり活動を推進し、魅力ある山村を創出

【目標：平成19年度までに全国で約50地区実施】

⑤ 地域水産物販売施設、漁村体験学習施設等の整備の推進

豊かな漁村の魅力に触れることができるよう、地域水産物販売施設、漁村体験学習施設等の整備を推進。漁村の魅力を活用した体験活動、地域の受け入れ体制整備への取組みを支援

3 個性ある魅力的な農山漁村の維持・形成のための総点検や保全活動の実施

個性ある魅力的な農山漁村づくりのためには、主役となる地域住民が、長い時間かけて継承されてきたその土地固有の魅力について見直すことを通じて、地域の伝統的な魅力を価値あるものとして認識することが重要です。そのためには、地域住民が、農山漁村の景観について総点検を行うことが重要です。

農林水産省は、このような地域の点検活動を支援します。

また、農山漁村の景観を悪化させる大きな原因と考えられる廃棄物等の不法投棄の未然防止・早期発見のための巡視活動等を実施します。

【具体的施策】

① 「美の里づくりガイドライン」（仮称）の作成

地域住民が、身近な環境の見直しから始めて、地域において景観を保全・形成していくための専門的な知見を解説した「美の里づくりガイドライン」（仮称）を平成15年中に作成し、地域景観の点検を支援

② 違反開発等への対応

農山漁村の景観を悪化させる大きな原因と考えられる廃棄物等の不法投棄等違法な農地転用等を早期に発見し是正するため、地方農政局、都道府県、市町村、農業委員会は連携し、NPO等との連絡支援体制（「きれいな田舎まもり隊」（仮称））を整備するほか、地域住民等からの苦情・相談を受け付けるホットライン（「景観ホットライン」（仮称））を開設

③ 森林の保全管理活動の推進

- ・ 国有林において森林管理署職員等が行う森林パトロールを通じて、山村景観の阻害要因を発見・防止
- ・ 保安林の適正な維持・管理や林野火災、廃棄物等の不法投棄の未然防止・早期発見のための巡視活動の実施
- ・ 「グリーンボラバイター」による森林づくり活動と一体となった森林の美化・清掃活動を実施

④ 海浜の保全管理活動の推進

- ・ 船舶等の放置禁止の規制措置の遵守の徹底や遊漁船等を分離収容するための施設整備、放置艇の廃船処理への支援
- ・ 漁港の適正な利用・管理、不法投棄の未然防止・早期発見のため、漁港管理者による監視・巡視活動の実施

4 法的規制の検証・明確化・見直し

農村の土地利用をめぐる基本的法制度としては、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法があり、農業振興地域・農用地区域のゾーニング、農地の移動・転用の規制といった形で、農業上の利用の観点から規制を行うという枠組みをとっています。

これらの規制は、農地転用の計画的誘導・農地の保全を通じて、美しい農村づくりにも貢献してきました。

しかしながら、農村の景観そのものに着目した法制度ではなく、農村景観に調和しない建物の問題などには対応しきれていません。

また、廃棄物の不法投棄などの新たな問題が発生しています。

このため、農村地域に着目した土地利用調整制度である集落地域整備法の活用を促進し、優良農地の確保施策の促進と一体的に農村集落の魅力ある街並みの保全、形成を促進します。

また、農業の振興に重点をおいてとられてきた農振法等の運用措置について、景観への配慮が可能となるよう、都市計画法による規制措置（地区計画、美観地区、風致地区等）もふまえながら、美しいむらづくりという観点からどのような規制が可能か検討します。

さらに、農地制度全体の枠組見直しの一環として、美しい農村づくりの観点からも制度のあり方について検討します。

【具体的施策】

① 集落地域整備法の運用見直し

優良農地の確保と一体的に農村集落の魅力ある街並みの保全、形成を促進する集落地域整備法の活用を図るため、制度の柔軟な運用を可能とするための運用見直しを実施する（8月28日通知発出済）とともに、国土交通省と連携して、制度の活用について広く周知

【平成15年度から実施】

② 市町村条例を活用した新たな農地保全の枠組みの普及

市町村が条例を策定して土地利用調整や開発のコントロールに取り組もうとする動きを促進するため、農用地区域の設定基準や農地転用許可基準の見直しを実施する（農地法施行規則及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部改正（8月20日施行済））とともに、先進的な市町村の事例や具体的な土地利用計画のイメージを提示することなどにより、新

たな枠組みを広く市町村に周知
【平成15年度から実施】

③ 農地転用の実態の検証

農地転用がスプロール的に進行している地域について、農振除外・農地転用制度の運用の実態を検証し、講すべき対応策を検討

【平成15年度から検証開始】

④ 農村景観に配慮した村づくりを促進する土地利用調整のあり方の検討

農村集落の街並みの景観保全や文化的価値の高い農山漁村の保全を図るために規制措置と農振法等との連携のあり方なども視野に入れ、関係省庁と共同して、農村景観の保全を図るために総合的な土地利用調整のあり方について検討

⑤ 違反転用に対する処理の手続きの明確化

農地が廃車・廃タイヤの野積み状態や廃棄物等が不法投棄されたまま放置され、農山漁村の景観を悪化させることのないよう、関係部局と連携して、適切な是正指導等を行うため、違法な農地転用に対する処理の手続きを明確化



秩序ある土地利用により形成された美しい農村風景（山形県飯豊町）

心安らぐ農村を見下ろすやすらぎの場（千葉県鴨川市）



5 関係者の意識の改革・醸成

個性ある魅力的な農山漁村づくりを進めるにあたっては、地域住民が主役となって合意形成を図っていくことが重要であり、行政はこれを支援する役割を果たします。

こうした観点から、まずは地域住民、更には農山漁村を訪れる都市住民の意識の改革が必要であり、これに向けた国民的運動を展開していく必要があります。

そのため、「都市と農山漁村の共生・対流推進会議」(オーライ！ニッポン会議)等の場を活用し、美しい農山漁村づくりの基本的な考え方の普及を図る等、意識の醸成を図っていきます。

【具体的な施策】

① 基本的考え方の普及

各府省や関係団体等との緊密な連携の下、「都市と農山漁村の共生・対流推進会議」(オーライ！ニッポン会議)が平成15年度中に開催する100件以上のシンポジウムやキャンペーン活動の活用等を通じて、美しい農山漁村づくりに向けた基本的考え方の普及を推進

② 多様な主体の参画による美しい農山漁村づくりの推進

田園地域、森林、海浜等における地域住民、NPO等と連携した景観や自然環境の保全・再生活動等の支援、「田園自然再生活動コンクール」の実施(平成15年度は優良事例を7件表彰予定)、NPO参加等による里山林等の保全・整備、竹林利用を推進するとともに、情報提供、技術的支援等によりNPO等の活動を支援

③ 「わが村はここちよく～美しいむらづくり表彰の推進」

農村の快適な環境を保全し形成する観点から、地域住民が主体となった美しいむらづくりのための優れた取組みを(インターネットにより一般から募集する意見も取り入れて審査)表彰【14年度は優良事例を9件表彰、15年度は優良事例を9件表彰予定】

④ 農山漁村景観保全強化月間の設置

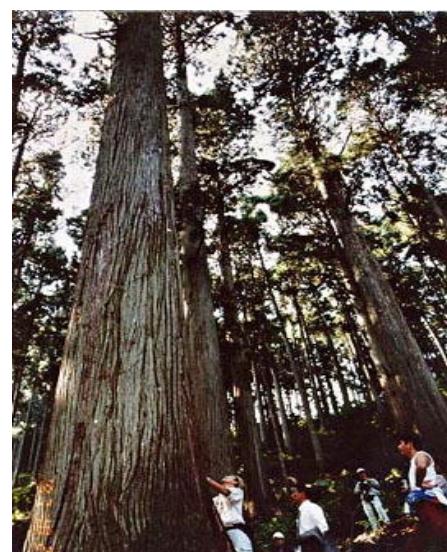
「農山漁村景観保全強化月間」を定め、国、都道府県、市町村、NPO、地域住民等から構成される「きれいな田舎まもり隊」(仮称)による地域パトロール等を実施し、景観形成の向上を図る【平成16年度から実施】

⑤ 美しい農村景観の保全・形成に資する農業用水百選の実施

全国の農業水利施設の中から、地域の歴史・文化、生活等との関わりが深い施設や、周辺地域とあわせて美しい農村景観を形成している施設等、多様な機能を果たしている事例を選定するとともに、維持管理活動への地域住民の参加等を推進



山あいの田んぼでの体験学習
(大分県上津江村)



村のシンボル－歴史の証人－
の保存 (奈良県川上村)



斜面に連なる石垣に囲まれた家々が形成
する美しい漁村景観 (愛媛県西海町)

6 個性ある魅力的な農山漁村づくりに関する情報の収集及び発信、技術開発

個性ある魅力的な農山漁村づくりを進めるためには、農山漁村の美しさについての情報収集・整理を行うとともに、当該情報を都市住民等に発信していくことが重要です。

また、このような情報の収集・発信や地域住民主体の美しいまちづくりを行うための技術開発を進めることも重要です。

このため、農山漁村の景観、生態系、水質等の情報について、データベース化を推進し、景観形成に関する情報の蓄積・提供等を推進するとともに、農山漁村における水質、生態系の保全技術の開発、景観シミュレーション等を活用した農山漁村づくり手法と計画策定における住民の合意形成支援手法の開発等を推進します。

【具体的施策】

① 「e-むらづくり計画」の推進

IT（情報通信技術）を活用した農山漁村の活性化を図り、都市と農山漁村の共生・対流を促進するため、農山漁村における情報利活用システムや情報通信基盤の整備及び情報利活用能力の向上を推進

② 景観等に関する情報のデータベース化や共生・対流ポータルサイト等を通じた情報提供

農村景観シミュレータ、インターネット上で利用できる農村型G I S、農村文化資源データベース化手法等の住民への情報提供に関する基幹技術を開発するとともに、保存すべき景観、自然環境に関する情報や優良事例などをデータベースとして整備し、共生・対流ポータルサイト等を通じて地方公共団体や住民等に広く公開

③ G I Sを利用した評価手法の開発及びG I Sの活用

- ・ 自然条件、施設、土地等に関するデータをG I Sにより解析し、環境保全機能の総合的解析に基づく多面的機能を総合的に評価する手法や土地利用変化をとらえた景域計画を策定するための手法を開発
- ・ 景観に配慮した事業計画、森林計画の策定や都市住民への景観に関する情報提供のための農村、森林G I Sの活用を推進

④ 評価手法等の開発

各地域の多様な景観特性の分類、農村景観の定量的・総合的な評価手法、生きものの生息環境の観点から農業用水路を評価する手法及び景観を含む自然とのふれあい分野の環境影響評価技術の開発

⑤ 自然環境や景観の保全にかかる技術の開発

水田・水路等における水質等の水環境や生きものの生息・生育環境のネットワーク等の生態系に係る保全技術を開発するとともに、景観保全のための工法の開発

⑥ 住民の合意形成支援手法の開発

多面的機能の複合的な活用による集落整備計画手法及び都市農村交流手法を開発するとともに、景観シミュレーション、ワークショップ手法等を活用した住民参加による農村づくり手法と計画策定における住民の合意形成支援手法の開発



黄金の稻穂の天日干し（福島県大玉村）



海に沈む夕日と養殖いかだ（愛媛県宇和島市）



山々に連なる緑の宝（宮城県津山町）